

駐車場法に基づく

駐車場の届出制度



届出先：仙台市都市整備局総合交通政策部交通政策課

〒980-8671 仙台市青葉区二日町1 2-3 4 二日町第五仮庁舎9階

TEL 022-214-8303

FAX 022-211-0017

ホームページ <http://www.city.sendai.jp/kotsu-suishin/kurashi/machi/kotsu/chushajo/sedo.html>

メールアドレス tos009510@city.sendai.jp

令和7年3月印刷

■路外駐車場とは・・・

道路の路面外に設置される、以下の例のように**一般公共の用に供される（不特定多数の方が利用する）自動車**（特定自動二輪車を含む）の**駐車施設**をいいます。

※特定自動二輪車：大型自動二輪車及び普通自動二輪車でいずれも側車付きのものを除く

例1. 時間貸し駐車場（半日貸し、一日貸しなどを含みます。）

例2. 駐車マスを固定しない定期（月極）駐車場

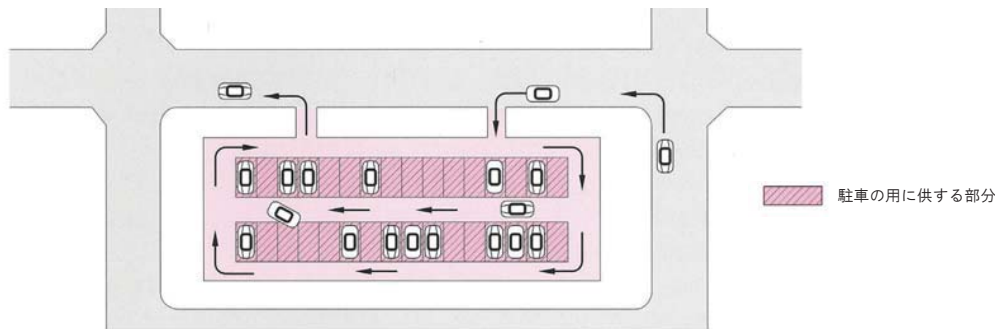
例3. 商業施設などで、買物客のほかにも利用可能な駐車場

専用駐車場と明示することに加え、駐車場の出入口で管理人等が一般の利用を排除しているなど、厳密に当該建物の利用者のみに限定されている場合は該当しません。

■一定規模以上の路外駐車場は、駐車場法による技術的な基準が定められています。

自動車の駐車のために供する部分（駐車マスの合計）の面積が500㎡以上の路外駐車場は、技術的基準が定められています。

なお、駐車マスを固定した月極駐車場や一般に開放していないオフィス専用駐車場は含まれませんが、時間貸しと混在する場合は、時間貸しの部分が500㎡以上の場合のみ該当します。



■このうち料金を徴収する駐車場は届出が必要です。

提出書類

●各種様式等（HPでダウンロードできます） ●添付図面等

- ・路外駐車場設置（変更）届出書及び届出書に添付する書面
- ・路外駐車場管理規程届出書（注1参照）
- ・路外駐車場管理規程変更届出書（注1参照）
- ・路外駐車場休止・廃止・再開届出（注2参照）
- 注1 供用開始後10日以内に届け出て下さい。
- 注2 休止・廃止・再開後10日以内に届け出て下さい。
- ・チェックシート

- イ．縮尺1/10,000以上の位置図
- ロ．次のものを表示した縮尺1/200以上の平面図
 - ・駐車場の区域
 - ・駐車配置、出入口、車路、その他の施設
 - ・付近の道路等の状況
- ハ．建築物にあっては縮尺1/200以上の下記図面
 - ・各階平面図
 - ・立面図（2面以上）
 - ・断面図（2面以上）
- ニ．機械式駐車場にあっては下記の書類
 - ・当該装置に対する大臣認定書（写）
 - ・当該装置に関する資料

※図面の縮尺は法により定まっています。

◇その他 特定路外駐車場を設置するときは、上記の届出に加えて下記の届出が必要となります。

※特定路外駐車場：建築物である駐車場や建築敷地に設けられる駐車場以外の平面駐車場で、かつ駐車場法に基づく路外駐車場の設置届出が必要なもの

◇仙台市ひとにやさしいまちづくり条例に基づく届出

- ①施設工事等施行（変更）届出書（建築物以外）
- ②指定施設工事完了届出書（建築物以外）

注3 ①は工事に着手する日の30日前までに、②は工事が完了した日から4日以内に届け出て下さい。

◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づく届出

i 第2号様式（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第7条第2項関係）

ii 車いす使用者用駐車施設、移動等円滑化経路、その他の主要な施設を表示した縮尺1/200以上の平面図

注4 i、iiは路外駐車場設置（変更）届出書に添付して届け出て下さい。

iiは、路外駐車場の届出で使用する平面図（上記ロ．）と兼用可能です。

駐車場法の技術的基準には以下のようなものがあります。

※詳細は、仙台市都市整備局総合交通政策部交通政策課 ☎022-214-8303 までお問い合わせください。

路外駐車場の出入口に関する基準

1. 自動車の出口、及び入口の位置について（駐車場法施行令第7条第1項第1号）

自動車の出口及び入口は次に掲げる部分には設けられません。

① 道路交通法第44条各号に掲げる道路の部分（以下）

- (1) 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近など勾配の急な坂又はトンネル
- (2) 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分
- (3) 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分
- (4) 安全地帯関係（詳細略）
- (5) バス、路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分
- (6) 踏切の前後の側端からそれぞれ前後10m以内の部分

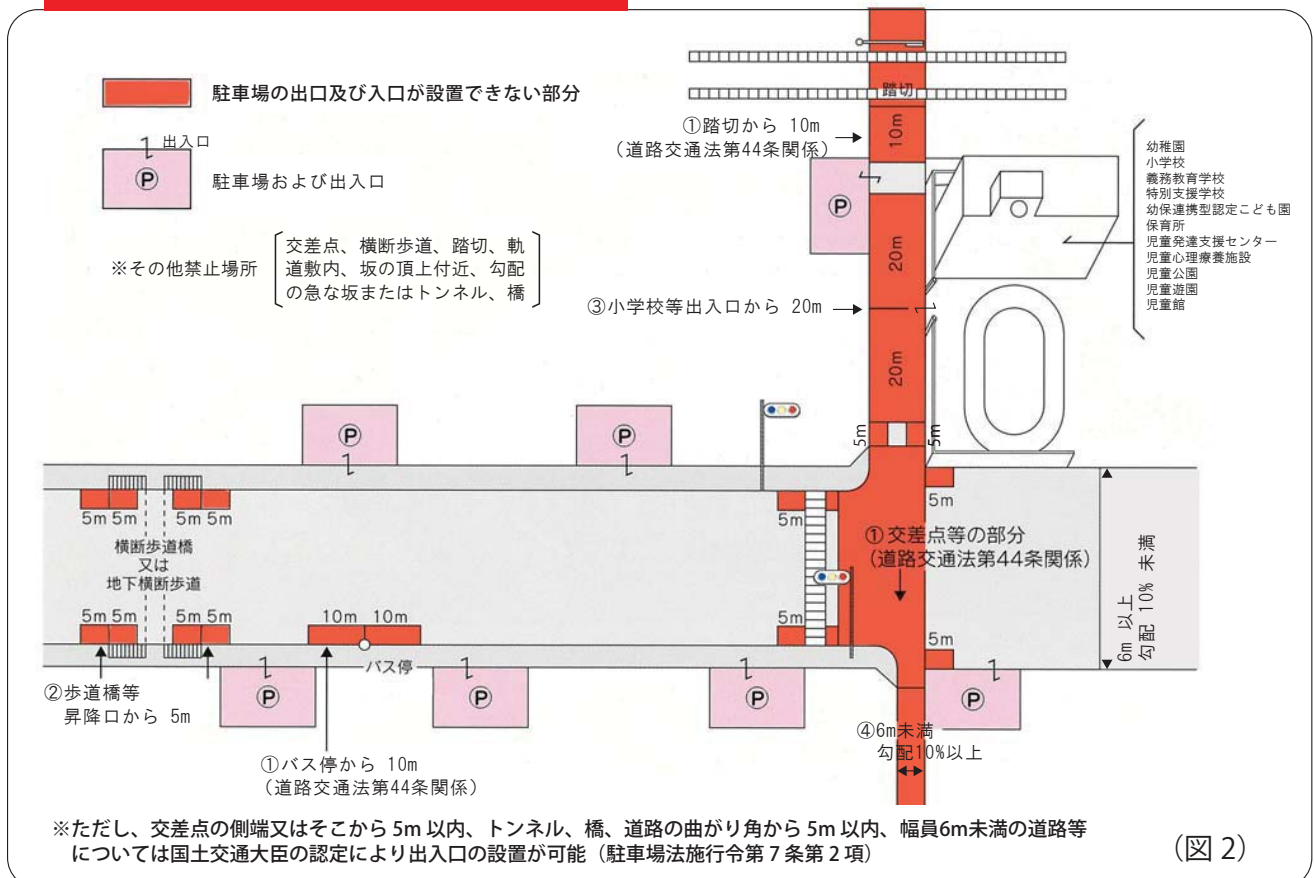
② 横断歩道橋（地下横断歩道含む）の昇降口から5m以内の道路部分

③ 小学校等の出入口から20m以内の道路の部分。（その出入口に接してさくが設けられた歩道がある道路、その出入口に接する歩道があり縁石線などで車線が往復方向別に分離されている道路以外の道路では、その出入口の反対側およびその左右20m以内も含まれます。）

※小学校等とは幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理療養施設、児童公園、児童遊園、児童館です。

④ 橋、幅員が6m未満の道路、縦断勾配が10%を超える道路

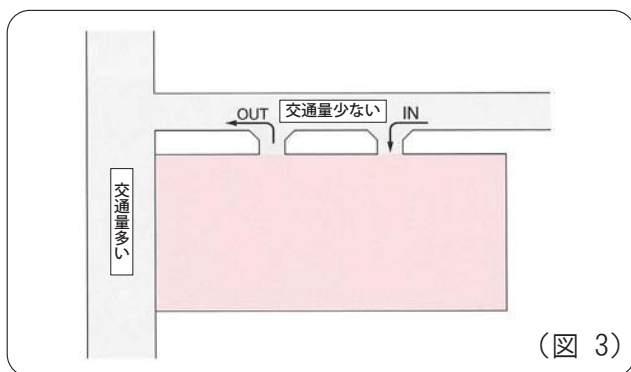
駐車場の出口及び入口が設置できない部分の例



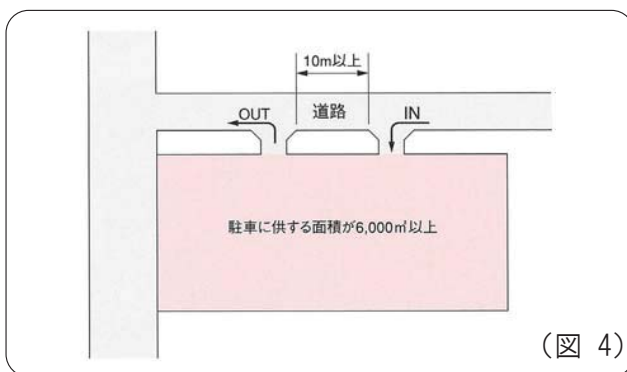
2. 自動車の出口及び入口の構造について（駐車場法施行令第 7 条第 1 項第 2 号～ 5 号）

自動車の出口及び入口の構造などについては以下の基準があります。

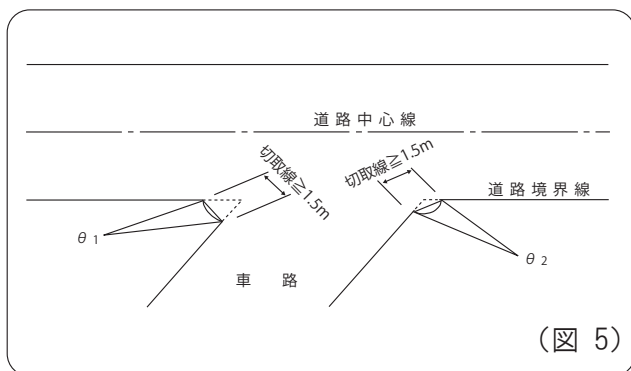
- ① 路外駐車場の前面道路が 2 以上ある場合の自動車の出入口は、その前面道路のうち自動車交通に支障の少ない道路に設ける（図 3）
※歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときやその他特別の理由があるときはこの限りではありません。
- ② 自動車の駐車のために供する部分の面積が 6,000 m²以上の路外駐車場では自動車の出口と入口を分離して、かつ、それらの間隔を道路に沿って 10m 以上離す（図 4）
※自動車の出入口が設置される道路が中央分離帯等によって物理的に往復の方向別に分離されている場合は、出口と入口との間隔を 10m 未満とすることも可能としています。
- ③ 自動車の出口及び入口では必要に応じすみ切りをしなくてはなりません。この場合のすみ切り角度や切取線の長さにも基準あり（図 5）
- ④ 自動車の出口では、その出口から 2.0m（特定自動二輪車専用の出口の場合は 1.3m）後退した自動車車路の中心線上 1.4m の高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右それぞれ 60 度以上の視野を確保（図 6-1、図 6-2）



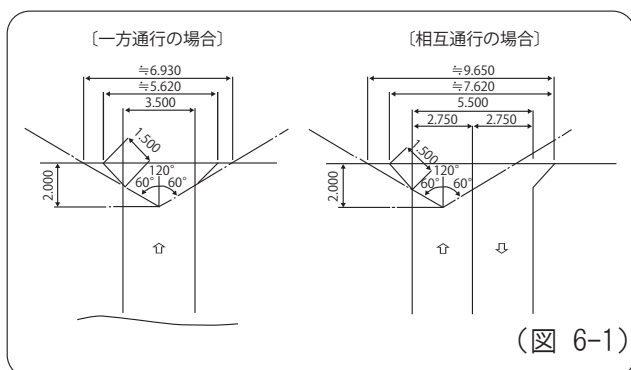
（図 3）



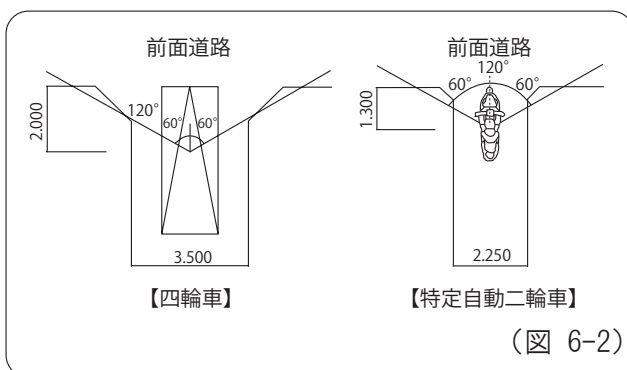
（図 4）



（図 5）



（図 6-1）



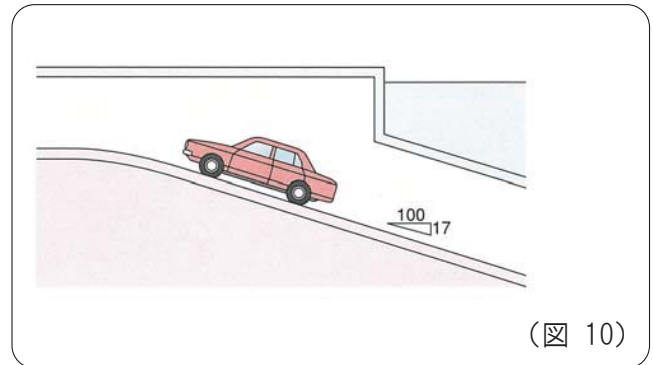
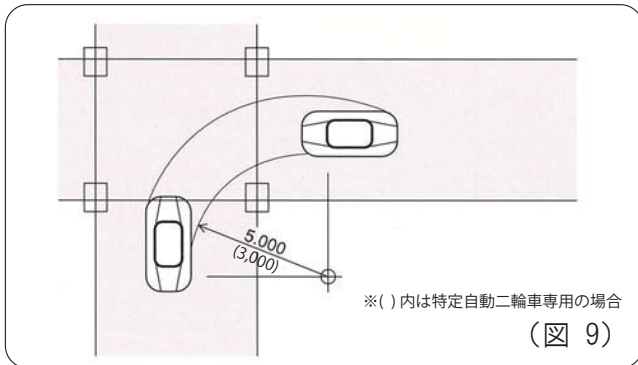
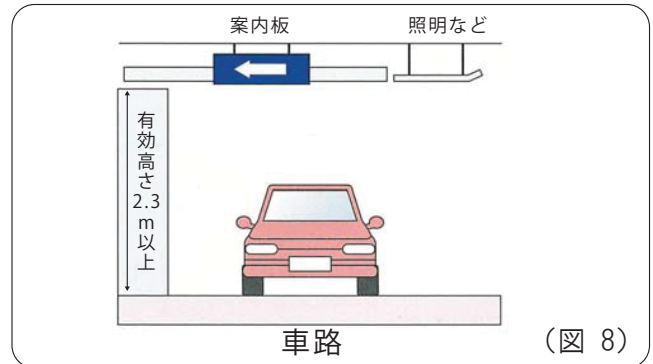
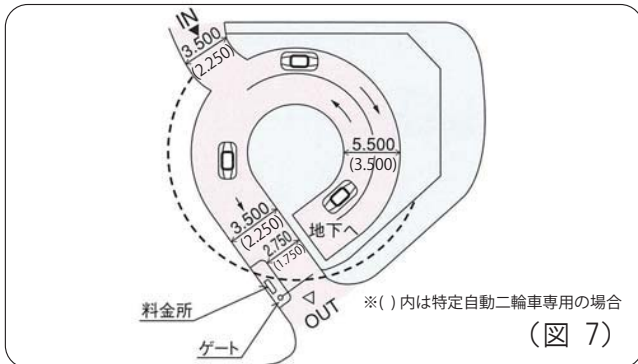
（図 6-2）

路外駐車場の内部に関する基準

1. 駐車場内の車路について（駐車場法施行令第 8 条）

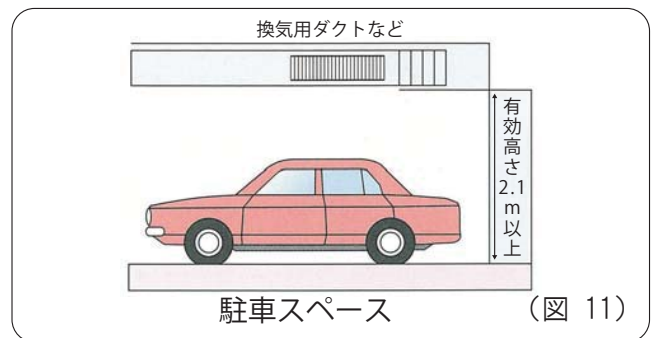
路外駐車場において、自動車が円滑、かつ安全に走行できるよう車路について以下の基準があります。

- ① 自動車の車路の幅員は 5.5m（特定自動二輪車専用の車路の幅員は 3.5m）以上とすること（図 7）
（一方通行のときは 3.5m（特定自動二輪車専用の場合は 2.25m）以上必要ですが、駐車料金徴収箇所において歩行者が通行しない場所は、2.75m（特定自動二輪車専用の場合は 1.75m）まで縮小可）
- ② 建築物である路外駐車場にはこのほかに以下の基準あり
 - (1) はり下の有効高さが 2.3m 以上であること（図 8）
 - (2) 屈曲部は自動車が 5m（特定自動二輪車専用の場合は 3.0m）以上の内法半径で回転できること（図 9）
（ターンテーブルが設けられているものを除く）
 - (3) 傾斜部の縦断勾配が 17%を超えないこと（図 10）
 - (4) 傾斜部の路面はすべりにくくすること



2. 駐車スペースについて（駐車場法施行令第 9 条）

建築物である路外駐車場の、駐車スペースにおけるはり下有効高さは 2.1m 以上なければなりません。（図 11）



3. その他（駐車場法施行令第 10 条～ 14 条）

このほか、建築物である路外駐車場には、避難階段、防火区画、換気装置、照明装置、警報装置に関する基準があります。

法令

駐車場法（抄）

（昭和三十二年五月十六日法律第百六号）
最終改正：平成二九年五月一一日法律第二六号

第一章 総則

（目的）
第一条 この法律は、都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もつて公衆の便利に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（用語の定義）
第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 路上駐車場 駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画に限って設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。
- 二 路外駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。
- 三 道路 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。
- 四 自動車 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車をい。
- 五 駐車 道路交通法第二条第一項第十八号に規定する駐車をい。

（国及び地方公共団体の責務）
第二条の二 国及び地方公共団体は、自動車の駐車のための施設の需要に応じ、自動車の駐車のための施設の総合的かつ計画的な整備の推進を図るるに努めなければならない。

第四章 路外駐車場

（駐車場整備地区内の路外駐車場の整備）
第十条 国土交通大臣、都道府県又は市町村は、駐車場整備地区に関する都市計画を定めた場合においては、その地区内の長時間の自動車の駐車需要に応ずるために必要な路外駐車場に関する都市計画を定めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の都市計画に基いて、路外駐車場の整備に努めなければならない。

（構造及び設備の基準）
第十一条 路外駐車場で自動車の駐車のに供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものの構造及び設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技

術的基準によらなければならない。

（設置の届出）
第十二条 都市計画法第四条第二項の都市計画区域（以下「都市計画区域」という。）内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者（以下「路外駐車場管理者」という。）は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）に届け出なければならない。届け出である事項を変更しようとするときも、また同様とする。

（管理規程）
第十三条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務の運営の基本となるべき管理規程を定め、これを当該路外駐車場の供用開始後十日以内に都道府県知事等に届け出なければならない。

2 前項の管理規程には、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 路外駐車場の名称
- 二 路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）
- 三 路外駐車場の供用時間に関する事項
- 四 駐車料金に関する事項
- 五 前号に掲げるもののほか、路外駐車場の供用契約に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- 七 前項第四号の駐車料金の額の基準は、政令で定める。
- 八 路外駐車場管理者は、管理規程に定めたる事項を変更しときは、十日以内に、都道府県知事等に届け出なければならない。

（休止等の届出）
第十四条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止したときは、十日以内に、都道府県知事等に届け出なければならない。現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開したときも、また同様とする。

（路外駐車場管理者の責務）
第十五条 路外駐車場管理者は、管理規程に定めた路外駐車場の供用時間内においては、正当な理由のない限り、その路外駐車場の供用を拒んではならない。

2 路外駐車場管理者は、管理規程に従つて路外駐車場に関する業務を運営するとともに、建築基準法第八条の規定によるほか、そ

の路外駐車場の構造及び設備を第十一条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

第十六条 路外駐車場管理者は、その路外駐車場に駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免れることができない。

（助成措置）

第十七条 都市計画において定められた路外駐車場の用に供するため、道路の地下又は都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項の都市公園の地下の占用の許可の申請があつた場合においては、当該占用がそれぞれ道路法第三十三条第一項又は都市公園法第七条第一項の規定に基つく政令で定める技術的基準に適合する限り、道路管理者又は都市公園法第五条第一項の公園管理者は、それぞれこれらの法律による占用の許可を与えるものとする。

2 国は、都市計画において定められた路外駐車場を設置する地方公共団体その他の者に対し、その設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めなければならない。

（立入検査等）

第十八条 都道府県知事は、この法律を施行するため必要な限度において、路外駐車場管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（是正命令）

第十九条 都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が第十一条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基く命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。

駐車場法施行令（抄）

（昭和三十二年十二月十三日政令第三百四十号）
最終改正：令和七年三月七日政令第四十三号

第二章 路外駐車場

第一節 構造及び設備の基準

（適用の範囲）

第六条 この節の規定は、路外駐車場で自動車の駐車のに供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものに適用する。（自動車の出口及び入口に関する技術的基準）

第七条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の道路が道路（道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）及び入口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）に関するものは、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。
 - イ 道路交通法第四十四条各号に掲げる道路の部分
 - ロ 横断歩道横（地下横断歩道を含む。）の昇降口から五メートル以内の道路の部分
 - ハ 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分（当該出入口に接する櫓の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。）
- 二 柵
- ホ 幅員が六メートル未満の道路
- ハ 縦断勾配が十パーセントを超える道路

二 路外駐車場の前面道路が二以上ある場合においては、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。

三 自動車の駐車のに供する部分の面積が六千平方メートル以上の路外駐車場にあつては、縁石線又は柵その他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除き、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿つて十メートル以上とする。

四 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りを設けること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは一・五メートル以上とする。

五 自動車の出口付近の構造は、当該出口から、イ又はロに掲げる路外駐車場又はその部分の区分に応じ、当該イ又はロに定める距離後退した自動車の車路の中心線上から四メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。

イ 専ら大型自動車二輪車及び普通自動車二輪車（いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動車二輪車」という。）の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自

動自動車二輪車の駐車のための部分（特定自動車二輪車以外の自動車の進入を防止するための柵止めその他これに類する工作物により特定自動車二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る。）

- 一 ・三メートル
- ロ その他の路外駐車場又はその部分
- ニメートル

2 前項第一号の規定は、自動車の出口又は入口を次に掲げる道路又はその部分（当該道路又はその部分以外の同号イからハまでに掲げる道路又はその部分に該当するものを除く。）に設ける路外駐車場であつて、必要な変遷車線を設けると、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない。

- 一 道路交通法第四十四条第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる道路の部分（同条第一号に掲げる道路の部分にあつては、交差点の側端及びトンネルに限る。）
- 二 柵
- 三 幅員が六メートル未満の道路

3 国土交通大臣は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、自動車の出口又は入口を同項第一号に掲げる道路の部分（トンネルを除く。）又は同項第三号に掲げる道路に設ける場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会と協議し、その他の場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項第二号から第五号までの規定は、自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合における当該自動車の出口（出口付近を含む。）又は入口については、適用しない。

（車路に関する技術的基準）

第八条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち車路に関するものは、次のとおりとする。

- 一 自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること。
- 二 自動車の車路の幅員は、イからハまでに掲げる自動車の車路又はその部分の区分に応じ、当該イからハまでに定める幅員とすること。
 - イ 一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分
 - ニ ・七・五メートル（前条第一項第五号イに掲げる路外駐車場又はその部分（以下この条において「自動二輪車専用駐車場」という。）の特定自動車二輪車の車路又はその部分にあつては、一・七・五メートル）以上
 - ロ 一方通行の自動車の車路又はその部分（イに掲げる車路の部分を除く。）
 - 三 ・五メートル（自動二輪車専用駐車場の特定自動車二輪車の車路又はその部分にあつては、二・五メートル）以上
 - ハ その他の自動車の車路又はその部分
 - 五 ・五メートル（自動二輪車専用駐車場の特定自動車二輪車の車路又はその部分にあつては、三・五メートル）以上
- 三 建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）である路外駐車場の自動車の車路にあつては、次のいずれにも適合する構造とすること。

イ はり下の高さは、二・三メートル以上であること。

ロ 屈曲部（タンデンプラが設けられているものを除く。以下同じ。）は、自動車五メートル以上の内法半径で回転させることができる構造（自動二輪車専用駐車場の

屈曲部にあつては、特定自動車二輪車を三メートル以上の内法半径で回転させることができる構造）であること。

- ハ 傾斜部の縦断勾配は、十七パーセントを超えないこと。
- 二 傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

（駐車のに供する部分の高さ）

第九条 建築物である路外駐車場の自動車の駐車のに供する部分のはり下の高さは、二・メートル以上でなければならない。

（避難階段）

第十条 建築物である路外駐車場において、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車のに供する部分を設けるとときは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百三十三条第一項若しくは第二項に規定する避難階段又はこれに代る設備を設けなければならない。

（防火区画）

第十一条 建築物である路外駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合においては、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造（建築基準法第二条第五号に規定する耐火構造をいう。）の壁又は特定防火設備（建築基準法施行令第二百二条第一項に規定する特定防火設備をいう。）によつて区画しなければならない。

（換気装置）

第十二条 建築物である路外駐車場には、その内部の空気を床面積一平方メートルにつき毎時四立方メートル以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気有効部分の面積がその階の床面積の十分の一以上であるものについては、この限りでない。

（照明装置）

第十三条 建築物である路外駐車場には、次の各号に定める照度を保つために必要な照明装置を設けなければならない。

- 一 自動車の車路の路面
- ニ 自動車の駐車のに供する部分の床面

（警報装置）

第十四条 建築物である路外駐車場には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない。

（特殊の装置）

第十五条 この節の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこの節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

第二節 駐車料金等

（駐車料金の額の基準）

第十六条 法第十三条第三項の駐車料金の額の基準は、次のとおりとする。

- 一 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと。
- 二 自動車を駐車させる者の若しくは不当な差別的取扱となる額でないこと。
- 三 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること。

（供用時間等の明示）

第十七条 法第十二条に規定する路外駐車場管理者は、路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、路外駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。